

第4号議案

蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進を図るため提案する。

蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「条例等の規定に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項」に改める。

第3条第1項中「のうち規則等（執行機関の規則、公営企業の管理規程及び議会の規則をいう。以下同じ。）で定めるもの」を削り、「規則等」の次に「（執行機関の規則、公営企業の管理規程及び議会の規則をいう。以下同じ。）」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「電子情報処理組織をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4項中「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって当該使用料及び手数料の納付をさせることができる。

第4条第1項中「のうち規則等で定めるもの」及び「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第5条第1項及び第6条第1項中「のうち規則等で定めるもの」を削る。

第7条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「使用して行わせ、又は行うことができる」を「使用する方法により行うことができる市の機関に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。